

# 広報・図書室運営にかかる 基本方針と考え方

目黒区議会  
広報・図書室運営委員会  
(令和7年4月16日議会運営委員会確認)

## 目次

目黒区議会広報・図書室運営にかかる基本方針	1
1 議会広報	1
2 議会図書室	1
解 説 編	2
1 広報方針について	2
2 図書室方針について	5
【別紙1】 区議会の広報活動一覧 (媒体別)	7
【別紙2】 選書・廃棄の考え方	8

# 目黒区議会広報・図書室運営にかかる基本方針

(令和6年11月14日議会運営委員会報告)

## 1 議会広報

目黒区議会は、開かれた議会に向けて、目黒区民及び目黒区に関わる人々(以下「区民等」)からの区議会への信頼を深め参画を得られるよう、広報活動を行う。

- ① 区民等が議会を身近に感じ、区の課題や区民の暮らしに関わる事案について関心を持てるよう、議論の経過と結論を分かりやすく伝える。
- ② 情報発信にあたっては、議会と全議員の活動を公平・中立の立場で伝えることを基本とし、誰にでも伝わるよう創意工夫に努める。
- ③ 区議会だよりや各種掲示板等のアナログ媒体、ウェブサイトや SNS 等のデジタル媒体を効果的に活用し、適時適切なタイミングで情報発信する。

## 2 議会図書室

目黒区議会は、地方自治法第100条第19項に基づき図書室を設置し、目黒区議会議員の調査研究に資するよう目黒区に関わる資料を中心充実に努める。

- ① 各種資料を基準に則り収集し、図書室の収容量に応じて保管・廃棄を行う。
- ② 他の図書館との連携等を通して、機能の強化に努める。

目黒区議会広報・図書室運営委員会に関する要綱第2条に基づき、令和6年度広報・図書室運営委員会にて、議会広報及び、議会図書室の基本方針について検討した結果、上記のとおりとした。なお、基本方針については、毎年度広報・図書室運営委員会において確認し、適宜見直しを行う。

## 1 議会広報の方針について

目黒区議会は、開かれた議会に向けて、目黒区民及び目黒区に関する人々<sup>①</sup>(以下「区民等」)からの区議会への信頼を深め参画を得られるよう<sup>②</sup>、広報活動を行う。

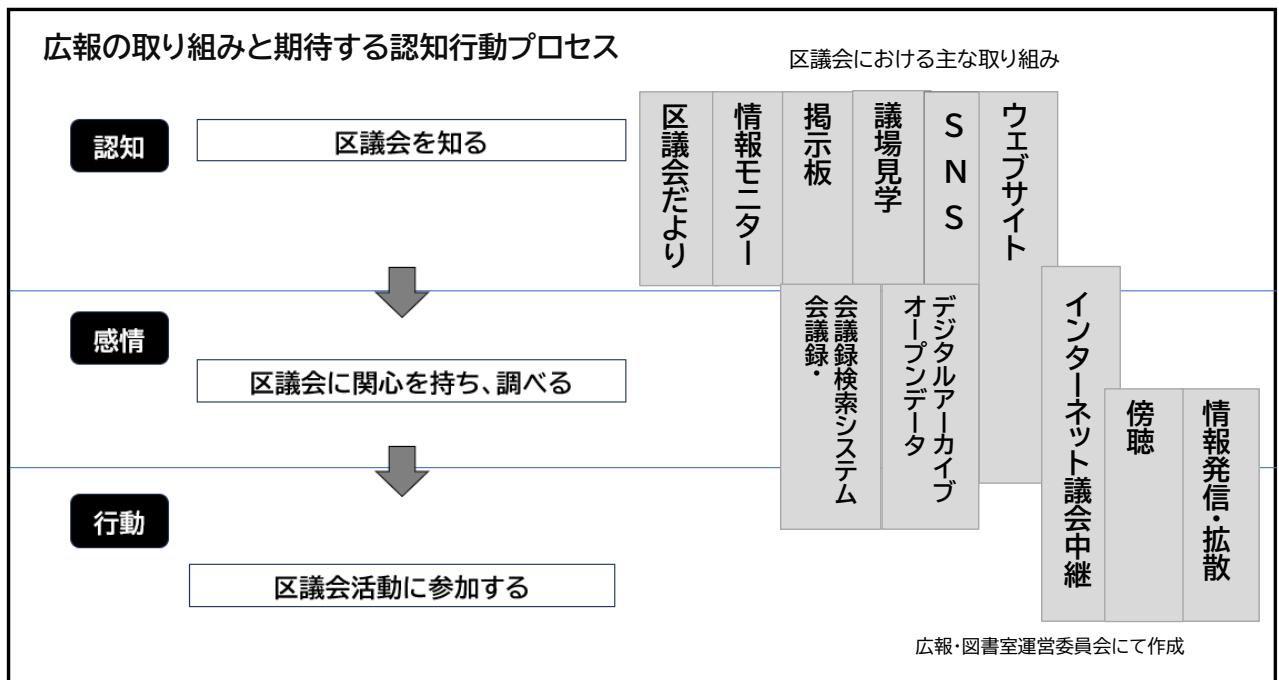
## ① 目黒区民及び目黒区に関わる人々

区民のみならず、区で働く人、通学する人等、区政に関わりのある幅広い人を念頭に置き、広報活動を行う。

## ② 区議会への信頼を深め、参画を得られるよう

地方自治法第89条「普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。」の通り、区議会を構成する区議会議員は区民から信託を受けた代表として区民から選出されている。区議会は区民等の代弁者としての役割を果たす機関として機能しており、説明責任を果たすことが区議会への信頼を深めることにつながる。

については、区議会として議会活動のプロセスや結果を区民に分かりやすく説明することを通じて、議会への関心や認知、参画意識を高めるきっかけを作れるよう広報活動を行う。



**(1) 区民等が区議会を身近に感じ、区の課題や区民の暮らしに  
関わる事案について関心を持てるよう<sup>①</sup>、議論の経過と結論を  
分かりやすく伝える<sup>②</sup>。**

**①区の課題や区民の暮らしに関わる事案について関心を持てるよう**

議決結果のみならず、地域の課題や身近な日常生活に深く関わることに焦点を当て、関心を持っていただけるよう分かりやすく伝える。

**②議論の経過と結論を分かりやすく伝える**

区議会の議論やルールは区民等からは馴染みのないものである。議論の結果のみならず経過までを読み手の目線になって分かりやすく記載することで、区民等に「伝わる」広報を目指す。

**(2) 情報発信にあたっては、区議会と全区議会議員の活動を公平中立の立場で伝える<sup>①</sup>ことを基本とし、誰にでも伝わるよう創意工夫に努める<sup>②</sup>。**

**①区議会と全区議会議員の活動を公平・中立の立場で伝える**

区議会議員は各々が区民から信託を受け選出された代表であることから、特定の会派や特定の議員に偏らないよう留意して広報する。

**②誰にでも伝わるように創意工夫に努める**

区議会の広報が全世代の区民等に届き、内容が理解される状態を目指す。特に区議会に関心を持っていない人を意識し、興味を引くテーマや特集を検討する。

**(3) 区議会だよりや各種掲示板等のアナログ媒体、ウェブサイトや SNS 等のデジタル媒体を効果的に活用し<sup>①</sup>、適時適切なタイミングで情報発信する<sup>②</sup>。**

**①区議会だよりや各種掲示板等のアナログ媒体、ウェブサイトや SNS 等のデジタル媒体を効果的に活用し**

印刷物や掲示板のほか、インターネットや SNS 等を効果的に活用して、様々な媒体で区議会の情報が区民等の目に触れるようにする。各媒体によって情報が届きやすい層が異なることに鑑み、それぞれを組み合わせて工夫する。なお、区議会が活用している広報媒体については、別紙を参照すること

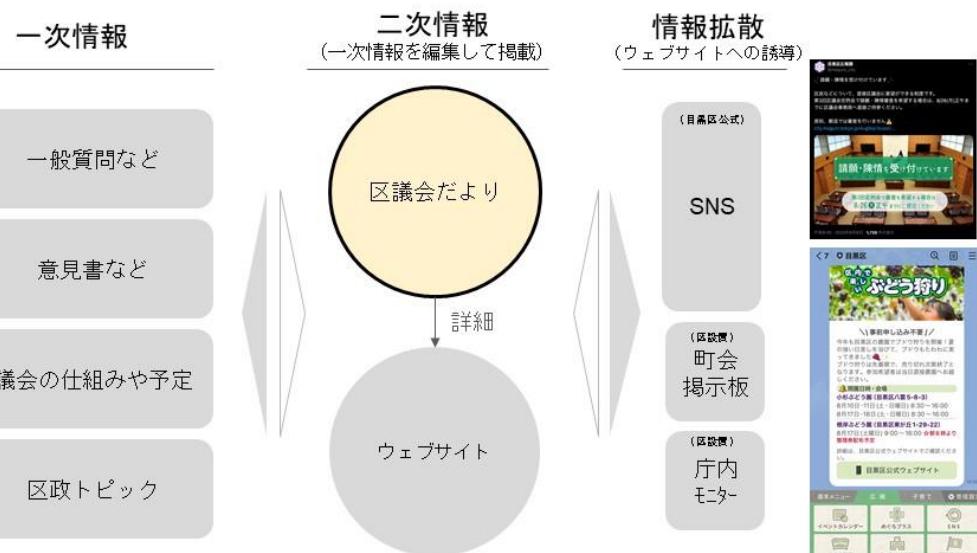
**【別紙1】**

区議会の広報活動一覧(令和7年4月現在) (P.7)

**②適時適切なタイミングで情報発信する**

区民等への情報発信は、議会日程の前後に加えて、伝わりやすいタイミングを考慮し行う。

**一次情報(区議会情報)が二次情報により拡散する流れ(概念図)**



広報・図書室運営委員会にて作成

## 2 議会図書室運営方針について

目黒区議会は、地方自治法第100条第19項<sup>①</sup>に基づき図書室を設置し、目黒区議会議員の調査研究に資するよう目黒区に関わる資料を中心に充実に努める<sup>②</sup>。

### ① 地方自治法第100条第19項

議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前二項\*の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならぬ。

#### 【参考】

\*第17項 政府は、都道府県の議会に官報及び政府の刊行物を、市町村の議会に官報及び市町村に特に関係があると認める政府の刊行物を送付しなければならぬ。

### ② 目黒区議会議員の調査研究に資するよう目黒区に関わる資料を中心に充実に努める

議会図書室は、区議会議員の調査研究活動による利用を主たる目的とすることから、区政について理解の一助となる資料の収集が基本となる。そのため、区の行政資料を優先し、その他目黒区に関連する資料についても収集を行う。

#### 図書室に期待される機能

##### 参考資料

行政情報

図書館にない資料

最新情報

##### 図書室機能

収集・処分

議会図書室

レファレンス

##### 議会活動

一般質問など

意見書など

議会の仕組みや予定

区政トピック

広報・図書室運営委員会にて作成

**(1) 各種資料を基準に則り収集し、図書室の収容量に応じて保管・廃棄を行う①。**

**① 図書室の収容量に応じて保管・廃棄を行う**

廃棄の考え方に基づき、最低でも年1回は廃棄を行うことで、図書室の本が溢れることなく整理整頓されている状態を継続する。

【別紙2】

選書・廃棄の考え方 (P.8)

**(2) 他の図書館との連携等を通して、機能の強化に努める。**

図書室の機能強化を図る観点から、分類・貸出・レファレンス等、図書室として担うべき機能を整理する。また、区立図書館や区内にある大学図書館等との連携の可能性について整理する。

## 【別紙1】 区議会の広報活動一覧（媒体別）

令和7年4月現在

広報紙	①めぐろ区議会だより	定例会後1ヶ月をめどに年4回発行 (4月、7月、10月、1月頃) 主な内容 代表・一般質問、予特・決特討論、議案・陳情、定例会の予定、陳情受付、委員会の議題、傍聴案内、幹事長あいさつ、ディジー、情報公開、議会の構成、会派別名簿、委員会の構成、行政視察、新年のご挨拶・抱負など ※改選期は6月に臨時号を発行（年5回発行）
	②めぐろ区報（★）	年4回（5月、8月、10月、1月） 主な内容 陳情受付、区議会だより（議決結果掲載）発行
配布冊子など	①年報	毎年1月発行
	②4年のあゆみ	4年に一度、期が終わるごとに作成 (議員、区、他区議会、図書館等に配付)
	③概要	毎年、5月の臨時会後に作成、視察の際に配付
	④区議会のおはなし	小学生の議場見学の際に配付
	⑤くらしのガイド（★）	掲載内容 身近な行政 区議会、請願陳情、傍聴
ポスター	①西口掲示板（★）	本会議、常任委員会、特別委員会の会議予定の掲示
	②区議会入口	
	③町会掲示板（★）	定例会毎に掲示
WEB	区公式ウェブサイト	区議会からのお知らせ/区議会とは/区議会の構成と議員名簿/議長交際費/本会議・委員会/区議会の情報公開 めぐろ区議会だより、請願と陳情、政務活動費など
SNS	①区公式LINEアカウント（★）	メニューに登録されている。
	②区公式X（旧Twitter）（★）	定例会開催、請願・陳情受付、区議会だより発行
映像	区政情報モニター（★）	定例会開催、請願・陳情受付、 区議会だより発行等について周知
情報公開	①会議録検索	区議会の情報公開
	②インターネット議会中継	
	③傍聴	
その他	①プレスリリース 人事、募金、勉強会など	【R5年度】 正副議長選出、金沢市議会との意見交換、 石川県地震募金、電動キックボード、チャットGPT勉強会 【R6年度】 台湾募金、正副議長選出、能登豪雨募金
	委員会の進行表送付	委員会開催当日朝に進行表を送付（取材案内）
	②行政視察の受け入れ	他市区町村からの視察
	③議場見学	小学3年生庁舎見学

（★）は区の媒体を利用して、広報を行っているもの

## 【別紙2】選書・廃棄の考え方

### 1 選書の考え方

#### (1) 議会図書室の機能を発揮するものであること。

議会図書室は、地方自治法(100条19項)<sup>①</sup>により地方議会に設置が義務付けられている。また、目黒区議会図書室規程<sup>②</sup>に基づき、議会・行財政を中心に重点を置いて蔵書とする。

##### ① 地方自治号第100条19項

議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前二項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならぬ。

##### ② 目黒区議会図書室規程第3条

図書室の備付図書及び資料(以下「図書」という。)は、おおむね次のとおりとする。

- 1 地方自治関係図書その他の法令図書
- 2 法第100条第17項及び第18項の規定により送付を受けた官報・公報及び刊行物
- 3 区立図書館にない図書
- 4 議会活動のための調査研究に必要な資料
- 5 その他議長が必要と認めたもの

#### 【参考】

令和6年度区政情報コーナー終了のため、区政資料の受け入れを行った。

その際以下のキーワード等により図書を選別し、蔵書整理を行った。

- ①めぐろ (例)めぐろ区報、目黒、MEGURO、メグロ、
- ②辞典類 (例)広辞苑、辞典、事典、六法(最新版)、
- ③キーワード (例)議会、議員、逐条、Q&A、政務、選挙、解説、国会、指定管理、市会、写真、年鑑、史のつくもの(荏原区史、碑史、東京都史、東京の歴史)、詳解、原子爆弾、原発、要説、詳解、原子、原発、請願、陳情、阪神(大震災)、自治(地方自治、自治体)、行政
- ④その他 令和3~5年に受け入れた新しい図書や平成26~令和5年度の白書と国会便覧は残した。

#### (2) 収集については、広報・図書室運営委員会で協議する。

購入や受け入れを行う図書については、広報・図書室運営委員会で協議した上で、予算の範囲で決定する。

## 2 廃棄の考え方

(1) 図書室の収集能力に応じた蔵書数とする。

毎年1回以上は、蔵書の整理を行う。

(2) 図書の処分基準は次のとおりとする。

- ・ 毀損が著しく、利用に耐えられないもの。(必要に応じて修繕する)
- ・ 紛失図書で、弁償手続きがとられたもの。
- ・ 改訂版が出版された場合の旧版図書。
- ・ 供用年限を経過したもの。※
- ・ その他事務局長が処分しても支障がないと認めたもの。

### 供用年限

	主な内容	供用年限
会議録	目黒区議会会議録	長期
	他自治体の会議録	3年
都・区資料	重要なもの	長期
	毎年発行される公報・官報等	2年
単行本	白書	3年
	一般図書	隨時見直し
雑誌	都区政に関係のある専門誌	2年
	その他の雑誌	6か月

\*供用年限は最低限保管しなければいけない期間とし、必要に応じて、それ以上保管する場合はその都度判断する。